

【^{そうごうしえんしきん}総合支援資金

- 生活ができるようになるまで、生活に必要なお金を貸します。
 - 借りることができる人: 新しいコロナウイルスの病気の影響で、収入が少なくなったり、仕事がなくなったりした世帯。
 - ※ 新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。
 - 借りることができるお金は、
 - ・ 2人以上の世帯は、月20万円まで
 - ・ 1人の世帯は、月15万円までです。
 - ※ 利子は0（ゼロ）です。保証人＜＝あなたがお金を返すことができないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。
 - 借りることができる期間は、原則＜＝特別なことがない場合＞3か月までです。
 - 10年以内に返してください（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです）。
 - ※ お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜＝収入が少なく住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。
 - ※ はじめに「緊急小口資金」を借りたあと、まだ収入が減ったままのとき、さらに「総合支援資金」を借りることができます。
 - 申し込み方: 申し込みは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会からできます。
 - ※ 郵便で申し込むこともできます。
- 詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター: 0120-46-1999（平日のみ午前9時から午後5時まで）

（厚生労働省ホームページ）

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/en/index.html>